

問合せ

こども家庭課（担当者：宮川 貴行、高島 寿乃）
（内線）2-2530（直通）0565-34-6636

保険診療の特定不妊治療と共に実施した 先進医療費にかかる補助事業の開始について

豊田市は、不妊治療を受ける方の医療費の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、特定不妊治療（保険診療の体外受精・顕微授精を伴う不妊治療）と共に実施した先進医療に要した費用の一部を補助する事業を新たに開始します。

- 開始日
令和6年9月2日（月）
- 対象者
特定不妊治療を開始した日から申請日まで継続して市内に住民登録があり、かつ以下の全ての要件を全て満たす方
 - ・ 法律婚又は事実婚の夫婦
 - ・ 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された方
 - ・ 特定不妊治療を開始した日の女性の年齢が43歳未満の方
- 対象費用
以下の全ての条件に当てはまる費用
 - ・ 保険診療の特定不妊治療と共に実施した先進医療に要した費用
 - ・ 特定不妊治療の終了日が令和6年4月1日（月）以降のもの※自由診療の特定不妊治療と共に先進医療を実施した場合は対象外。先進医療の具体的な内容については別紙参照。
- 補助金額
先進医療に要した費用の10分の7（上限10万円）
- 補助を受けられる回数
保険診療の特定不妊治療を開始した日の女性の年齢によって、以下の回数とする。
 - ・ 40歳未満の場合 1子ごとに6回まで
 - ・ 40歳以上43歳未満の方の場合 1子ごとに3回まで
- 申請方法
医療機関発行の証明書、振込先口座の分かるものを準備し、1回の特定不妊治療が終了した日から1年以内に「あいち電子申請・届出システム」で申請。こども家庭課窓口（東庁舎2階）での申請も可能。
- 予算 76,250千円（既決予算）

以上（添付資料：有 写真データ：無）

1 特定不妊治療とは

特定不妊治療とは、体外受精・顕微授精を伴う不妊治療を指します。

「治療計画の作成・採卵準備・採卵受精・移植・妊娠確認（医師の判断による中止を含む）」の一連の流れが、1回の治療になります。

2 先進医療とは

先進医療とは、厚生労働大臣が告示した治療及び技術を指します。

令和6年7月1日時点で告示されている先進医療は以下のとおりです。

- (1) 子宮内膜刺激胚移植法（SEET法）
- (2) タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
- (3) 子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ）
- (4) ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI）
- (5) 子宮内膜受容能検査（ERA・ERPeak）
- (6) 子宮内細菌叢検査（EMMA・ALICE）
- (7) 強拡大顕微鏡による形態良好精子の選別（IMSI）
- (8) 二段階胚移植法
- (9) 子宮内細菌叢検査（子宮内フローラ検査）
- (10) タクロリムス投与療法
- (11) 膜構造を用いた生理学的精子選択術（マイクロ流体技術を用いた精子選別）
- (12) 着床前胚異数性検査（PGT-A）

3 当市の過去の不妊治療での妊娠率

年度	第一段階妊娠率	第二段階妊娠率
平成29年度	14%	38%
平成30年度	14%	36%
令和元年度	16%	42%
令和2年度	11%	34%
令和3年度	16%	35%
令和4年度	9%	37%

第一段階：一般不妊治療で、「タイミング法」や「人工授精」のこと

第二段階：特定不妊治療で、「体外受精」や「顕微授精」のこと